

## 演劇資料室における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、神奈川県立青少年センターの2階に設置している演劇資料室の運営における感染症予防対策を定めるものである。

### 1 総論

- マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- 席配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 消毒を徹底し、換気を実施する。
- 入室人数を設定のうえ入室を制限し、状況に応じて開室時間を縮小するなど、利用者が密にならないよう対応する。
- 発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入室を制限し、利用を控えていただくようあらかじめ周知する。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、業務等に影響が生じるおそれがある場合は、関係機関（県文化課、県立青少年センター）と協議して、必要な対応を講じる。
- 図書・資料の利用等にあたり、感染症予防措置を講じる。
- 神奈川県が発行する感染症防止対策取組書を掲示し、利用者に対して「LINE コロナお知らせシステム」への登録を促す。

### 2 利用者の安全確保のために実施すること

#### ○ 入室時

- ・ マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない利用者に対しては、マスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。
- ・ 大勢での利用の自粛をお願いする。

#### ○ 閲覧時

- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 室内での会話の自粛をお願いする。
- ・ 感染のおそれがある利用者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退室を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

### 3 施設管理

#### ○ 室内

- ・ 入口に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 定期的な換気を実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、特に高頻度接触部位を特定のうえ注意する。

高頻度接触部位の例：書架、カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、コピー機 等

#### ○ 受付等

- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

#### ○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗淨する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開室前、閉室後に清拭消毒する。

### 4 従事者の安全確保のために実施すること

#### ○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。

#### ○ 開室中

- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 図書等を受け渡しする職員はマスクと手袋を着用する。

#### ○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

### 5 広報・周知

- 神奈川県立青少年センターのホームページ等により、入室上限人数を設けることや、発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方、感染もしくは感染の疑いのある方が身近にいられる方、当面、県外の方などの利用を控えていただくよう周知する。
- 掲示等により、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を、利用者に対し周知する。